

別紙

市有地売払い公募案内書

<一般競争入札用>

令和7年10月6日

光

市

目 次

1	公募の御案内・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	市有地の売払いのながれ（一般競争入札）・・・・・・・・	2
3	購入手続	
3-1	入札参加の申込み・・・・・・・・	3
3-2	現地説明・質問・・・・・・・・	5
3-3	入札・・・・・・・・	5
3-4	契約の締結・・・・・・・・	8
3-5	売買代金の支払・・・・・・・・	8
3-6	引渡し・所有権移転登記・・・・・・・・	8
4	提出書類の様式	
	市有地一般競争入札参加申込書兼受付書・・・・・・・・	10
	共同入札申出書兼持分内訳書・・・・・・・・	11
	役員等名簿・・・・・・・・	12
	暴力団排除に関する誓約書・・・・・・・・	13
	委任状・・・・・・・・	14
	入札書・・・・・・・・	15
5	市有財産売買契約書・・・・・・・・	16
6	物件説明書	
	物件番号1・・・・・・・・	20

1 公募の御案内

光市では、次の市有地の一般競争入札による売払いを実施します。

一般競争入札による売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、光市があらかじめ決めた予定価格（次表記載の金額）以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

入札に参加するためには、事前に申込みが必要ですので、購入を希望する方は、この「市有地売払い公募案内書」をよくお読みになった上でお申し込みください。

今回の売払い物件は、次の1件の土地です。

売払い物件（令和7年11月21日（金）入札分）

物件 番号	所 在 地	登記地目	登記 地積	予定価格
1	光市光井九丁目3044番4	宅地	287.57㎡	10,697,604円

物件説明書は、20ページからです。

問合せ・申込み先

光市環境市民部地域づくり推進課地域づくり支援係

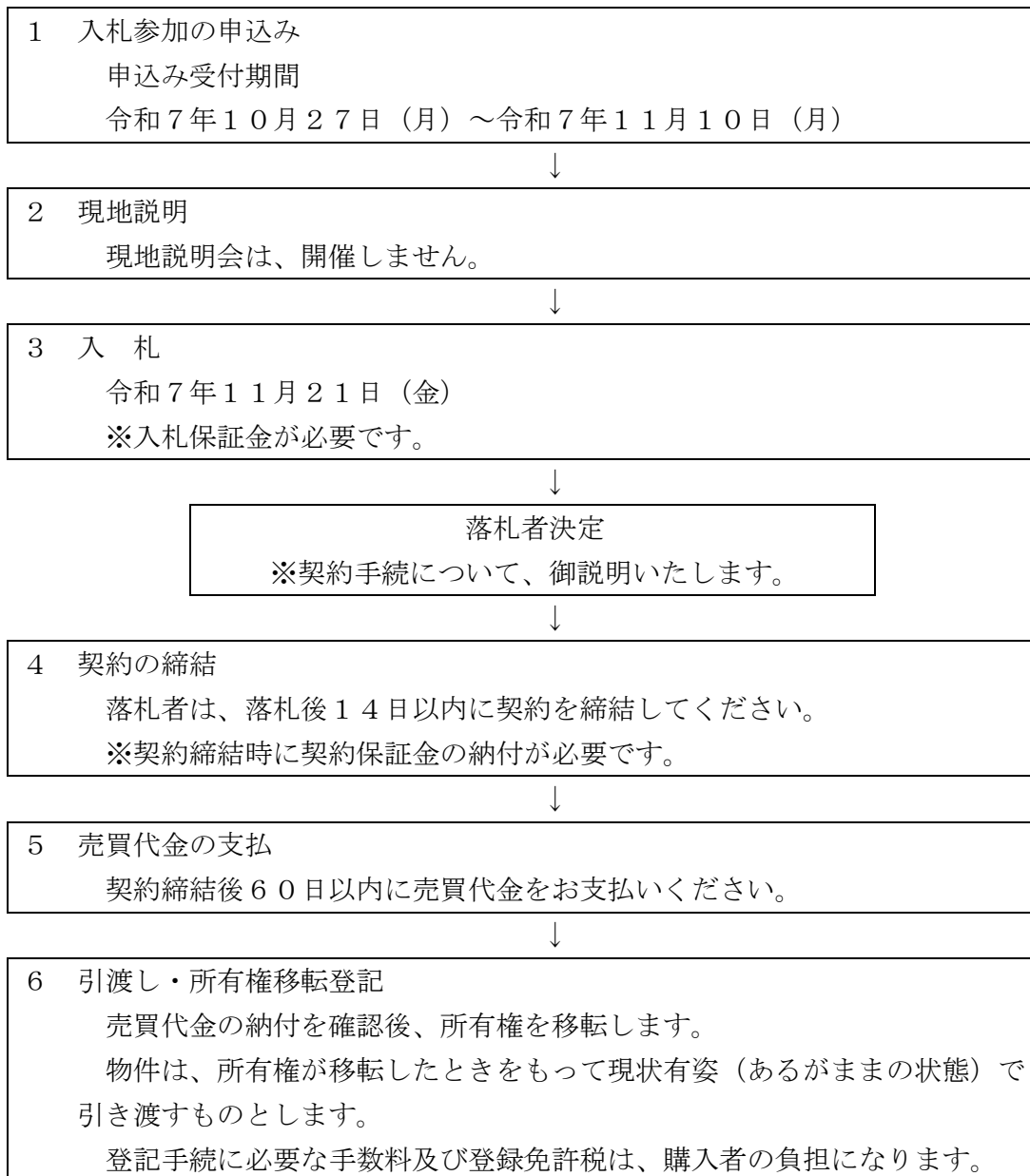
〒743-0063 光市島田四丁目14番3号

TEL 0833-72-8880

FAX 0833-72-8133

担当：海田、梅本

2 市有地の売払いのながれ（一般競争入札）



3 購入手続

3-1 入札参加の申込み

1 申込みの受付

- (1) この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。
- (2) 「市有地一般競争入札参加申込書兼受付書」(10ページ)に、申込みの必要書類(4ページ参照)を添付して、次の期間内に提出してください。

入札参加申込み受付期間	申込み受付場所及び時間
令和7年10月27日(月)から 令和7年11月10日(月)まで 《閉庁日(土、日、祝日)は受付を 行いません。》	光市地域づくり支援センター 地域づくり推 進課地域づくり支援係 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 郵送による申込みの場合は「簡易書留郵便」と し、次のところへ送付してください。 〒743-0063 光市島田四丁目14番3号 光市地域づくり推進課地域づくり支援係 受付期間内到達分を有効とします。

2 入札参加資格

光市有地の一般競争入札は、日本国内に居住している成人の方であればどなたでも参加できます。ただし、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 光市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 光市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 光市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は光市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく光市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 光市税を滞納している者
- (4) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない

者

- (5) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (6) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) この入札に関する事務に従事する光市職員

3 入札に当たって付す条件

入札する物件については、売買契約書において次の用途制限が付されますので御注意ください。

落札者は、落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

なお、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うこと、また、違反した場合には違約金を請求することとします（詳しくは、「市有財産売買契約書」（16ページより）を御覧ください。）。

4 申込みの必要書類

申込みには、次の必要書類を持参又は簡易書留郵便で送付してください。

- (1) **市有地一般競争入札参加申込書兼受付書**（10ページ）
- (2) **共同入札申出書兼持分内訳書**（11ページ）
共同入札の場合は提出してください。
- (3) **役員等名簿**（12ページ）
法人又は団体の場合は提出してください。
- (4) **暴力団排除に関する誓約書**（13ページ）
- (5) 個人の場合は、**印鑑証明書、住民票の写し、身分証明書**（本籍地の市区町村の発行する証明書）
※いずれも発行日から3箇月以内のもの
- (6) 法人の場合は、**法人登記簿謄本、印鑑証明書**
※いずれも発行日から3箇月以内のもの
- (7) **納税（完納）証明書**（発行日から3箇月以内のもの）
個人の場合：光市税
法人の場合：光市税（光市に代表者が住所を有する場合は、代表者の光市税完納証明書も添付）

3-2 現地説明・質問

1 現地説明

- (1) 入札前の現地説明会は実施しませんので、各自現地を御確認ください。
- (2) 土地は、現状のままで引き渡します。地上・地下工作物等（水路、コンクリート土留めなど）の補修や撤去などは、光市では行いません。
- (3) 売買契約書記載の面積は登記簿上の面積とします。

2 質問書の受付

- (1) 質問書は令和7年10月29日（水）までに、**問合せ・申込み先**（1ページ）に提出してください。令和7年11月5日（水）までに回答させていただく予定です。
- (2) 質問書には、連絡先（連絡方法）を明記してください。

3-3 入札

1 入札日時・場所

入札を行う日時・場所は次のとおりです。

受付及び入札時間等については、参加申込期間終了後、改めてご案内します。

入 札 日 時	入 札 場 所
令和7年11月21日（金） 午前10時30分から	光市中央六丁目1番1号 光市役所 3階 大会議室1号室

2 受付

- (1) 受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できませんので御注意ください。
- (2) 受付場所は、入札会場です。
- (3) 入札会場の都合により、入室できる方は、1申込みにつき2人までとさせていただきます。

3 入札当日、持参していただくもの

- (1) 入札に参加する全ての方に御用意いただくものは、次のとおりです。

ア 市有地一般競争入札参加申込書兼受付書（事前に提出された申込書に市の受付印を押印したもの）

イ 入札保証金

- (2) 以下のものは、購入される方が個人であるか法人であるか、また、実際に入札に出席される方が本人であるか代理人であるかによって、御用意いただくものが異なりますので、お間違えのないよう、次の表を参考に御用意ください。

購入者	入札出席者	印 鑑	権限関係の書類	収入印紙
個 人	本 人	本人の実印	不要	不要
	共同購入の場合の代表者	代表者の実印		

	代理人	代理人の印鑑 (委任状の代理人使用印)	委任状(注1)	不要
法人	代表権者	法人の代表者印	不要	要(注2)
	代理人	代理人の印鑑 (委任状の代理人使用印)	委任状(注1)	要(注2)

注1 購入者が個人の方で入札に代理人が出席される場合又は購入者が法人で入札には代表権のない方(従業員等)が出席される場合は、委任状を次のとおり作成してください。

- ・入札申込者欄…土地を購入される方の住所及び氏名を記入し、押印してください。
- ・代理人欄…入札に出席される方の住所及び氏名を記入し、押印してください。

注2 購入者が法人の場合は、200円の収入印紙を御用意ください。

この収入印紙は、落札者以外の方を対象に入札保証金を返還する手続に使用します。

(3) 筆記用具ほか

黒色若しくは青色の万年筆又はボールペン

入札書の用紙は、当日お配りしますが、あらかじめ、入札書を作成しておく場合は、15ページの入札書の様式(コピー可)を使用して記入し、御持参ください。

4 入札保証金の納付について

(1) 入札に参加される方は、入札保証金を受付に提出していただく必要があります。

入札保証金とは、入札の際に当日**入札される御予定の金額の5パーセント以上**に相当する金額をあらかじめお預かりするものです。

(例) 入札金額が1,000万円の場合の入札保証金：1,000万円×5%＝50万円以上の入札保証金を御持参ください。

(2) 入札日の受付において、入札保証金をお預かりします。

(3) 落札者決定の後、落札者以外の方の入札保証金は、お返しいたします(預り証を大切にお持ちください。)

(4) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

(5) 落札者が売買契約を締結しないとき(落札後、入札参加資格者でないことが判明し、その入札が無効となったとき等を含む。)は、落札者としての権利を失い、入札保証金は違約金として光市に帰属します。

(6) お預かりした入札保証金や契約保証金について、その期間の利息について支払を請求することはできません。

5 代理人等による入札について

原則として、入札出席者が土地の購入者となりますので、入札出席者と土地の購入者が異なる次のような場合には、入札出席者の権限を明らかにするための委任状が必要となります。「3 入札当日、持参していただくもの」を参照の上、用意してください。

(1) 土地の購入者が入札当日に都合が悪く、代理人の方が入札に出席されるとき。

(2) 土地の購入者が法人となる場合で、従業員等が入札に出席されるとき。

6 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書について

入札書は、入札当日に会場で配付しますが、あらかじめ、入札書を作成しておく場合は、15ページの入札書の様式（コピー可）を使用して記入し、御持参ください。

(2) 入札書の記入方法

ア 入札書には、入札出席者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。代理人が入札する場合には、入札者（申込者）の住所及び氏名の記入も必要です。

イ 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札金額は、公表している予定価格以上の金額を記入してください。

エ 記入に当たっては、黒色若しくは青色の万年筆又はボールペンを使用してください。

オ 一度記入した入札金額の訂正はできません。金額の変更や訂正がある場合は、新しい入札書に書き直してください。

(3) 入札書の提出

ア 記入が終わった入札書は、会場の前方に設置された入札箱に投入して提出してください。

イ 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え及び撤回を行うことはできませんので、提出前によく御確認ください。

(4) 無効な入札

次の入札は無効となります。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 入札を締め切った後に提出した入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

オ 入札者又は代理人の記名押印がない入札

カ 入札者又はその代理人が、同一の入札について2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札

ク 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別し難い入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

サ 指定の日時までには事前申込みをしなかった者がした入札

(5) 入札の回数

入札の回数は、1物件につき1回とします。

7 開札、落札者の決定について

(1) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。

(2) 落札者は次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が光市があらかじめ定めた（公表した）予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。

イ アに該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。

- (3) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合は、その名称）及び落札金額を、入札者にお知らせいたします。また、公益の必要性により、落札額（契約額）を公表する場合があります。

3-4 契約の締結

1 契約の説明

- (1) 落札者に対しては、入札が終了した後、契約手続の説明を行い、必要な書類をお渡しします。
- (2) その際、落札者には、市有地払下申請書を提出していただきます。

2 契約の締結と契約保証金の納付について

- (1) 落札者は、**令和7年12月4日（木）までに**、光市と「市有財産売買契約書」（16ページ～）により、売買契約を締結しなければなりません。
- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として光市に帰属します。
- (3) 契約を締結する際には、**売買代金の10%以上**を契約保証金として納めていただきます。なお、入札保証金は契約保証金に充当しますので、差額を光市の発行する納入通知書により、所定の金融機関で納入してください。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

3-5 売買代金の支払

- (1) 売買代金は、契約を締結した日から、**60日以内**にお支払いいただきます。
- (2) 契約保証金は売買代金に充当しますので、差額を、光市の発行する納入通知書により、所定の金融機関で納入してください。
- (3) 売買代金の支払が期限までに行われなかった場合には、契約は解除されることがあります。この場合、契約保証金は違約金として光市に帰属します。

3-6 引渡し・所有権移転登記

1 引渡し

売買代金の支払が完了した後、現地において立会いの上、境界を確認し、現状有姿のまま土地をお引渡しします。

2 所有権の移転と登記

- (1) 土地の所有権は、売買代金の支払が完了したときに、光市から購入された方に移

転します。

- (2) 登記手続は購入された方で行っていただきます。その際に、光市から土地売渡証を交付します。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税及び登記に伴う手数料は、購入された方の負担となります。

受 付 番 号	※
------------	---

市有地一般競争入札参加申込書兼受付書

令和 年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

市有地の売却に関する一般競争入札について、「市有地売払い公募案内書」の内容を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

1 申込者

住 所 〒

氏 名 (印)

電 話 (印鑑登録印)

Eメールアドレス

- 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名
- 共同による申込みの場合は、代表者を申込者として、別途「共同入札申出書兼持分内訳書」を提出してください。

2 申込物件 (入札参加を希望する物件番号の「申込」欄にチェック☑を入れてください。)

物件番号	所 在 地	入 札 日	申 込
1	光市光井九丁目 3 0 4 4 番 4	令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金)	☐

注 1) 申込みに当たっては、本書及び誓約書に必要な事項を記入の上、担当窓口に持参又は簡易書留郵便により提出してください

申込先 〒743-0063 光市島田四丁目 14 番 3 号
光市地域づくり推進課地域づくり支援係

注 2) ※印の付してある欄には記入しないでください。

注 3) 添付書類

＜個人の場合＞印鑑証明書・住民票の写し・身分証明書（本籍地の市区町村の発行する証明書）・納税(完納)証明書・暴力団排除に関する誓約書

＜法人の場合＞法人登記簿謄本・印鑑証明書・納税(完納)証明書・役員等名簿・暴力団排除に関する誓約書

【問合せ先電話番号】(0833) 72-8880

○入札について

【入札場所】光市役所 3階 大会議室 1 号室

- ・申込みを受け付けた方には本書のコピーを受付書としてお渡ししますので、入札当日、忘れずに御持参の上、受付に提出してください。
- ・その他、入札当日必要なものについては、「市有地売払い公募案内書」を御覧の上、忘れずに持参してください。

共同入札申出書兼持分内訳書

令和 年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

市有地の売却に関する一般競争入札について、下記の内容で共同して参加することを申し出ます。

なお、この入札の手続は代表者に委任し代表者名で行います。

【申込物件】 (入札参加を希望する物件番号の「申込」欄にチェック☑を入れてください。)

物件番号	所 在 地	入 札 日	申込
1	光市光井九丁目3044番4	令和7年11月21日(金)	☐

【共同入札参加者及び落札後の持分】

代 表 者	〒 ー	住所	電話
	氏名	⑩	持分 分の
	(印鑑登録印)		
共同入札者	〒 ー	住所	電話
	氏名	⑩	持分 分の
	(印鑑登録印)		
共同入札者	〒 ー	住所	電話
	氏名	⑩	持分 分の
	(印鑑登録印)		
共同入札者	〒 ー	住所	電話
	氏名	⑩	持分 分の
	(印鑑登録印)		

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名を記入してください。

【注意事項】

- 1 共同入札者について、申込みに必要な書類を各人1通ずつ添付してください。
- 2 落札した場合、記載された持分割合での契約となります。

役員等名簿

法人（団体）名 _____

役職名 (法人・団体の場合)	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	

(注)・法人及び団体にあつては、法人登記簿謄本に記載されている現在の役員全員（監査役含む）を記入してください。

- ・氏名には、ふりがなを付けてください。
- ・「生年月日」欄は該当する年号を○印で囲んでください。

暴力団排除に関する誓約書

- ☐ 私（個人の場合）
☐ 当社（法人の場合）
☐ 当団体（団体の場合） は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

契約等の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- （６） 前記（１）～（５）に該当する者の依頼を受けていると認められる者

令和 年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

住所（又は所在地）

氏名又は社名及び代表者名

（提出者名： ）

【注意事項】

自署で記入してください。法人等で自署できない場合、提出者名を自署で記入してください。

委任状

令和 年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

入札申込者（委任した者）

住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

(印鑑登録印)

電話番号 _____

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名

法人社員が法人代表者を代理する場合も委任状は必要です。

私は、次の者を代理人と定め、令和7年11月21日（金）に実施する次の物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物件番号	所 在 地
1	光市光井九丁目3044番4

代 理 人（委任された者）

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

代理人使用印

- (注) 1 委任状は、入札当日に、入札しようとする物件に必要です。
2 物件番号と所在地欄に、御記入ください。
3 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその使用印を使用しなければなりません。

入 札 書

令和 年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

入札 金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

物件番号	1	所在地	光市光井九丁目 3 0 4 4 番 4
------	---	-----	---------------------

市有地売払い公募案内書等を承諾の上、上記のとおり入札します。

入札者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名・代表者名)

印

代理人

住 所

氏 名

印

<注意事項>

- ・金額記入には算用数字を使用すること。はじめの数字の前に「¥」を記入すること。
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名（印は不要）及び代理人の住所・氏名を記入の上、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

(注) 入札保証金は入札金額に 1 0 0 分の 5 を乗じた金額以上とする。

市有財産売買契約書様式

市有財産売買契約書

市有財産の売買について、売出人光市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる財産（以下「本物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	区分	地目	地積	備考
光市光井九丁目3044番4	土地	宅地	287.57 m ²	

（代金）

第2条 本物件の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）のうち、金 円は、入札保証金を充当する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

4 契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当する。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。この場合においては、甲は、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、代金のうち契約保証金を除いた金 円を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 本物件の所有権は、乙が代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（所有権の移転の登記）

第6条 前条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した後、甲は、乙に対し土地売渡証の交付をし、乙は、当該所有権の移転の登記を行うものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（本物件の引渡し）

第7条 甲は、本物件の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに本物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、第4条に定める期日までに代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日から代金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未支払金額について光市財務規則（平成16年光市規則第47号）第124条に規定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（引渡し前の滅失）

第9条 この契約締結の時から第7条の規定による本物件の引渡しが完了する時までの間において、天災地変その他甲又は乙のいずれの責にも帰することのできない事由によって、本物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約締結後本物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。

(用途制限等)

第11条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務等の違反に対する措置)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として乙に請求することができる。

(1) 第11条の規定に違反したとき 当該違反を確認した時の本物件の価額の10分の3に相当する金額

(2) 前条第2項の規定に違反して正当な理由なく同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき 当該違反を確認した時の本物件の価額の10分の1に相当する金額

2 前項の違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第11条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、催告をすることなく本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 前各号に該当する者の依頼を受けて契約を締結しているとき。

3 乙は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

4 乙は、甲が第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第15条 乙は、甲が前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、本物件を甲が定める日までに乙の負担において原状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本物件を現状のまま返還することができる。

(1) 本物件が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷したとき。

(2) 甲が本物件を原状に回復することが適当でないと認めたとき。

2 乙は、前項第2号に該当する場合で本物件が滅失し、又は損傷しているときは、本物件の減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲が定める日までに本物件の所有権の移転の登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、甲が第14条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、本物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(代金の返還等)

第17条 甲は、この契約を解除した場合は、乙が既に支払った代金を乙に返還するものとする。この場合において、代金には、利息を付さないものとする。

2 甲は、この契約を解除した場合において、乙が既に支払った第8条の遅延利息及び第13条の違約金を乙に返還しないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(返還する代金の相殺)

第19条 甲は、第17条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき第8条の遅延利息、第13条の違約金、第15条第2項の減損額又は前条に規定する損害賠償額（以下「遅延利息等」という。）があるときは、返還する代金と遅延利息等の対等額をもって相殺するものとする。

(契約の締結に要する費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。
(履行の決定)

第22条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 光 市
光市長 芳 岡 統

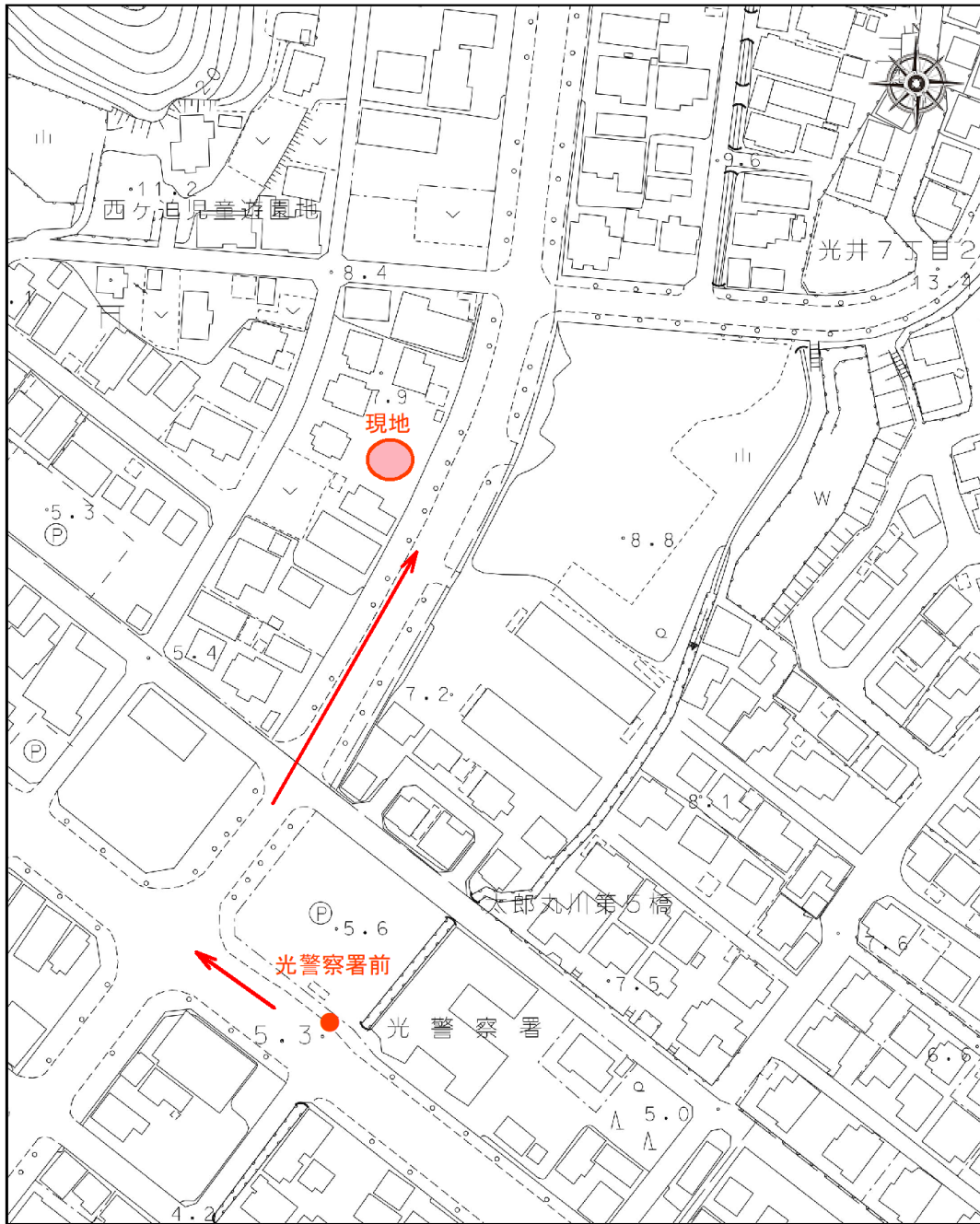
買受人 住所
氏名

物 件 説 明 書

物件番号 1

所在地（住居表示）		光市光井九丁目 3 0 4 4 番 4（同所 4 番区域）			
面 積		2 8 7 . 5 7 m ²			
地 目		宅地	形 状 等	整形地、平坦	
予 定 価 格		1 0 , 6 9 7 , 6 0 4 円			
接面道路の幅員 及 び 構 造		東側で、本物件が市道（幅員約 7 m）の歩道に対して高く接しています。			
法令等に基づく制限	都市計画区域	周南都市計画区域			
	用 途 地 域	第 2 種中高層住居専用地域			
	建 ぺ い 率	6 0 %	容積率	2 0 0 %	
	その他の制限	建築基準法 2 2 条地域			
私道の負担等 に関する事項		負担の 有 無	無 し	負担の 内 容	無 し
供給・処理施設の状況				事 業 所 名	電話番号
		電 気	接続可	中国電力ネットワーク(株) 周南ネットワークセンター	0120-611-908
		上水道	引込可	光市水道局	0833-71-0700
		下水道	接続可	光市下水道課	0833-72-1485
		都市ガス	引込可	山口合同ガス(株)光営業所	0833-74-1717
交 通 機 関		鉄 道	J R 光駅から東側に約 4 k m		
		バ ス	防長バス停「光警察署前」から北に約 2 0 0 m		
参 考 事 項		・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は、実施していません。 ・ 南側隣接住宅の木製塀が、空中で幅 5 ～ 6 c m 程度、本物件側に一部越境しています。（市は、隣接者、関係者との交渉・調整、費用負担は行いません） ・ 境界確認は実施済みです。 ・ 本物件東側と接する歩道に、電柱が本物件に近接して立っています。 ・ 本物件内に存在する、瓦、水路、コンクリート土留め等は、全て現況のままお引渡しします。（市はこれらの点検、修繕、取換、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等を行いません。）			

案内図



形状図



写真①



写真②

